

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案の概要

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 個々の消費者の訴訟による被害回復は困難
 - ・事業者と消費者との間の**構造的格差**(情報量・交渉力等)
 - ・訴訟に要する**費用・労力**



消費者団体が多数の消費者の利益のために訴える**新しい訴訟制度**を創設



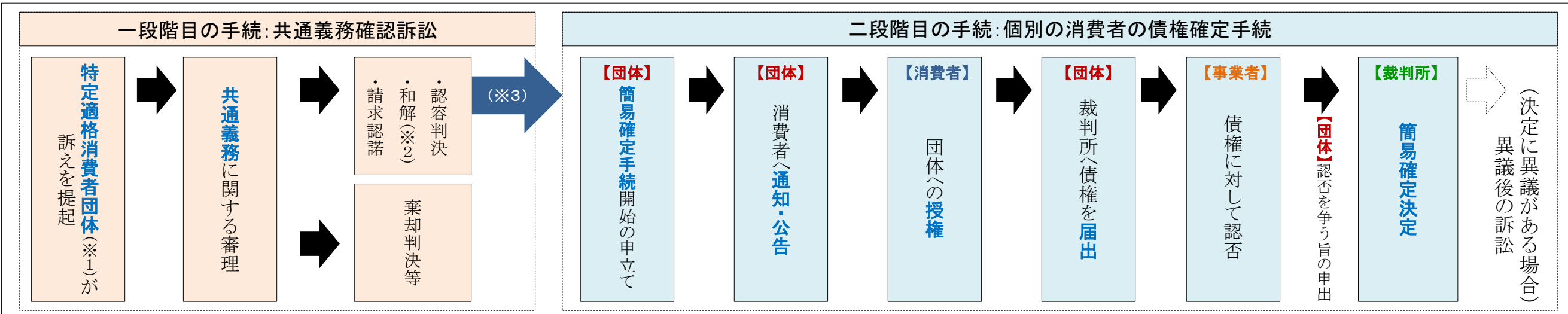
被害回復の実効性確保

- 消費者庁及び消費者委員会設置法 附則（平成21年6月）
- 6 政府は、消費者庁関連三法の施行(平成21年9月)後三年を目途として、**加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。**

概要

二段階型の訴訟制度: 一段階目の手続で事業者**共通義務**(注)があるかどうかを確認し、共通義務が認められたとき、二段階目の手続で消費者の債権を確定

(注) 事業者が、相当多数の消費者に対して、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うべきこと(個々の消費者の事情は二段階目の手続で判断)



仮差押え: 特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなるおそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てをすることができる。

- (※1) 適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国10団体)のうち新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。
- (※2) 事業者**共通義務**があることを認める旨の訴訟上の和解であれば、二段階目の手続の開始原因となる。
- (※3) 一段階目の判決の効力は、原告及び被告に及ぶほか、二段階目の手続において債権を届け出た消費者にも及ぶ。

対象となる事案		簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み
事業者が消費者に対して負う 金銭支払義務 であって、 消費者契約 に関する以下のもの。 (裁判所は、簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難であると認められるときは、以下の場合であっても、共通義務確認の訴えを却下することができる。)		【特定適格消費者団体】 ・対象となる債権を有する消費者に対し書面等で 個別に通知 。 ・相当な方法(インターネット等も可)により 公告 。 ◇通知・公告事項 ➤ 被害回復裁判手続及び事案の概要 ➤ 対象となる債権と消費者の範囲 ➤ 申立てをした団体の名称・住所 など (注)通知・公告費用は、特定適格消費者団体が負担 【事業者】 (団体からの求めがあったとき) ・インターネットの利用その他の方法により、対象となる債権及び消費者の範囲その他の事項を公表しなければならない。 ・対象消費者の情報が記載された文書の開示(情報開示義務) → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命ずる。 【消費者庁】 ・インターネットの利用その他適切な方法により、共通義務確認訴訟の判決の概要等を公表する。
事案	被告	
① 契約上の 債務の履行の請求	契約の相手方事業者	
② 不当利得に係る請求	契約の相手方事業者	
③ 契約上の 債務の不履行による損害賠償の請求 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求	契約の相手方事業者	
④ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手方事業者 ・ 契約の履行をする事業者 ・ 勧誘をする・させる・助長する事業者 	
③、④は消費者契約の目的となるものについて生じた損害又は消費者契約の目的となるものの対価に関する損害に限る。		